

認可保育所等の第2子保育料無償化および認可外保育施設等多子世帯負担軽減の拡充について

(付議の要旨)

令和5年10月から都が実施する保育所等保育料の多子世帯負担軽減事業の拡充を活用し、区の認可保育所等の第2子の保育料を無償化するとともに、認可外保育施設等利用者の多子世帯負担軽減の補助の拡充を行うことを決定する。

1 主旨

令和5年10月から都が実施する保育所等保育料の多子世帯負担軽減事業の拡充を活用し、区の認可保育所等の第2子の保育料を無償化するとともに、認可外保育施設等利用者の多子世帯負担軽減の補助の拡充を行う。

2 無償化・拡充内容

(1) 認可保育所等の保育料 (別紙1参照)

0～2歳児クラスの住民税課税世帯における第2子について、区で定める児童一人当たり月額保育料を半額から無償化する(第3子以降は既に無償化済み)。

(2) 認可外保育施設等の保育料補助 (別紙2参照)

① 認証保育所

0～2歳児クラスの住民税課税世帯における第2子以降について、区市町村税所得割課税額により異なる児童一人当たり月額保育料補助上限額の基本額に、多子加算額を加えて補助しているが、認可保育所等の第2子保育料無償化と整合を図るため、保育料補助上限額の所得階層を撤廃し、補助上限額を拡充する。

【保育認定(保育の必要性)がある世帯】

(単位: 児/月)

区市町村税所得割課税額 (お子さんと生計を同一にしている家族全員分)		保育料補助上限額 (現状)			保育料補助上限額 (所得階層撤廃・拡充後)
		基本額	多子加算額	計	
0～2歳児 クラス	第2子	0円(均等割のみ課税世帯)以上 202,000円未満の世帯	40,000円	14,000円	54,000円
		202,000円以上250,000円未満の世帯	35,000円		49,000円
		250,000円以上295,000円未満の世帯	25,000円		39,000円
		295,000円以上340,000円未満の世帯	20,000円		34,000円
		340,000円以上445,000円未満の世帯	10,000円		24,000円
		445,000円以上570,000円未満の世帯	5,000円		19,000円
		570,000円以上の世帯	0円		14,000円
	第3子 以降	0円(均等割のみ課税世帯)以上 202,000円未満の世帯	40,000円	27,000円	67,000円
		202,000円以上250,000円未満の世帯	35,000円		62,000円
		250,000円以上295,000円未満の世帯	25,000円		52,000円
		295,000円以上340,000円未満の世帯	20,000円		47,000円
		340,000円以上445,000円未満の世帯	10,000円		37,000円
		445,000円以上570,000円未満の世帯	5,000円		32,000円
		570,000円以上の世帯	0円		27,000円



67,000円

## 【保育認定（保育の必要性）がない世帯】

（単位：児／月）

区市町村税所得割課税額 (お子さんと生計を同一にしている家族全員分)			保育料補助上限額（現状）		
			基本額	多子加算額	計
0～2歳児 クラス	第2子	0円（均等割のみ課税世帯）以上 202,000円未満の世帯	25,000円	14,000円	39,000円
		202,000円以上250,000円未満の世帯	15,000円		29,000円
		250,000円以上295,000円未満の世帯	10,000円		24,000円
		295,000円以上340,000円未満の世帯	0円		14,000円
		340,000円以上445,000円未満の世帯	0円		14,000円
		445,000円以上570,000円未満の世帯	0円		14,000円
		570,000円以上の世帯	0円		14,000円
	第3子 以降	0円（均等割のみ課税世帯）以上 202,000円未満の世帯	25,000円	27,000円	52,000円
		202,000円以上250,000円未満の世帯	15,000円		42,000円
		250,000円以上295,000円未満の世帯	10,000円		37,000円
		295,000円以上340,000円未満の世帯	0円		27,000円
		340,000円以上445,000円未満の世帯	0円		27,000円
		445,000円以上570,000円未満の世帯	0円		27,000円
		570,000円以上の世帯	0円		27,000円

保育料補助上限額 (所得階層撤廃・拡充後)
52,000円

※3～5歳児クラスは、第2子保育料補助上限額を第3子以降と同額に拡充する。

### ②保育室、保育ママ

住民税課税世帯における第2子について、児童一人当たり月額基本保育料（保育室 45,000円、保育ママ 25,000円）と認可保育所等の保育料との差額を補助しているが、認可保育所等の第2子保育料無償化と整合を図るため、保育室は 45,000円、保育ママは 25,000円を補助し、無償化する。

### ③企業主導型保育施設等その他の認可外保育施設

第2子の保育料補助上限額を第3子以降と同額に拡充する。

※補助額は施設種別等により異なる。

## (3) その他施設の保育料補助（別紙3参照）

### ①私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）の多子計算に係る保育料補助

区市町村税所得割額が 77,101円以上の世帯において、第2子以降に係る多子計算の年齢制限を「小学校3年生までの兄・姉を有する幼児」から「18歳までの兄・姉を有する幼児」に拡充する。

### ②私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）の預かり保育の保育料補助

保育認定（保育の必要性）がある第2子以降の満3歳児を有し、預かり保育を利用する住民税課税世帯に対し、これまで補助対象外だったところ、児童一人当たり月額 16,300円を上限に補助を拡充する。

### ③定期利用保育事業の保育料補助

1～2歳児クラスの住民税課税世帯における第2子以降について、これまで補助対象外だったところ、児童一人当たり月額 42,000円を上限に補助を拡充する。

3 事業開始日 令和5年10月1日

4 所要経費

(1) 歳出予算 107,453千円

〈内訳〉

①認可保育所等補助（認定こども園・地域型保育事業分）	24,252千円
②認可外保育施設利用者補助	58,638千円
③私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）利用者補助	14,408千円
④定期利用保育事業利用者補助	4,032千円
⑤システム改修等	6,123千円

(2) 歳入予算 310,050千円

〈内訳〉

①認可保育所等都補助	240,340千円
②認可外保育施設都補助	54,840千円
③私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）都補助	4,715千円
④定期利用保育事業都補助	4,032千円
⑤システム改修等都補助	6,123千円

※1 令和5年度は①～④は半年分を計上する。⑤は令和5年度のみ対象。

※2 歳入予算〈内訳〉①認可保育所等都補助の割合は10割の補助金となっているが、区が定める保育料単価よりも高い国基準保育料単価で計算されるため、歳入増加となる予定。

5 今後のスケジュール

令和5年 5月 福祉保健常任委員会

6月 令和5年第2回区議会定例会に補正予算案を提案予定  
区民周知

10月 実施

(1) 認可保育所等の保育料無償化(0歳児~2歳児クラスの第2子)

別紙1

現状

改正後

(単位: 児/月)

階層	区市町村税所得割課税額	0歳児~2歳児					
		第1子		第2子		第3子以降	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0	0	0		
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む)	0	0	0	0		
D1	所得割課税額が12,000円未満である世帯	7,400	7,300	3,700	3,650		
D2	所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	9,500	9,400	4,750	4,700		
D3	所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	11,300	11,200	5,650	5,600		
D4	所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	18,300	18,000	9,150	9,000		
D5	所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	23,000	22,700	11,500	11,350		
D6	所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	27,000	26,600	13,500	13,300		
D7	所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	29,700	29,200	14,850	14,600		
D8	所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	32,300	31,800	16,150	15,900		
D9	所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	35,700	35,100	17,850	17,550		
D10	所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	38,300	37,700	19,150	18,850		
D11	所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	40,800	40,200	20,400	20,100		
D12	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	42,800	42,100	21,400	21,050		
D13	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	45,500	44,800	22,750	22,400		
D14	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	47,800	47,000	23,900	23,500		
D15	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	50,000	49,200	25,000	24,600		
D16	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	52,000	51,200	26,000	25,600		
D17	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	53,500	52,600	26,750	26,300		
D18	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	55,500	54,600	27,750	27,300		
D19	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	57,000	56,100	28,500	28,050		
D20	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	58,500	57,600	29,250	28,800		
D21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	61,000	60,000	30,500	30,000		
D22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	64,000	63,000	32,000	31,500		
D23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	67,300	66,200	33,650	33,100		
D24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	70,500	69,400	35,250	34,700		
D25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	73,000	71,800	36,500	35,900		
D26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	74,500	73,300	37,250	36,650		
D27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	76,000	74,800	38,000	37,400		
D28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	77,000	75,700	38,500	37,850		
D29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	78,000	76,700	39,000	38,350		
D30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	79,000	77,700	39,500	38,850		

0  
【無償化】



階層	区市町村税所得割課税額	0歳児~2歳児					
		第1子		第2子		第3子以降	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0				
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む)	0	0				
D1	所得割課税額が12,000円未満である世帯	7,400	7,300				
D2	所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	9,500	9,400				
D3	所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	11,300	11,200				
D4	所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	18,300	18,000				
D5	所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	23,000	22,700				
D6	所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	27,000	26,600				
D7	所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	29,700	29,200				
D8	所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	32,300	31,800				
D9	所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	35,700	35,100				
D10	所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	38,300	37,700				
D11	所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	40,800	40,200				
D12	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	42,800	42,100				
D13	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	45,500	44,800				
D14	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	47,800	47,000				
D15	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	50,000	49,200				
D16	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	52,000	51,200				
D17	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	53,500	52,600				
D18	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	55,500	54,600				
D19	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	57,000	56,100				
D20	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	58,500	57,600				
D21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	61,000	60,000				
D22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	64,000	63,000				
D23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	67,300	66,200				
D24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	70,500	69,400				
D25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	73,000	71,800				
D26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	74,500	73,300				
D27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	76,000	74,800				
D28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	77,000	75,700				
D29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	78,000	76,700				
D30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	79,000	77,700				

0  
【無償化】

0  
【無償化】

改正による対象想定人数 私立: 2,247名  
区立: 569名  
合計: 2,843名

3~5歳児は、幼児教育・保育の無償化により、保育料は無料(実費負担分除く)

## (2) 認可外保育施設の保育料補助の拡充内容

現状

(単位：児/月)

通所施設	0歳～2歳児クラス						3歳～5歳児クラス		
	課税世帯			非課税世帯			課税・非課税世帯		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
認証保育所(保育認定あり)	0～40,000円	14,000～54,000円	27,000～67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	57,000円	57,000円	57,000円
認証保育所(保育認定なし)	0～25,000円	14,000～39,000円	27,000～52,000円	25,000円	25,000円	25,000円	0～20,000円	10,000～20,000円	20,000円
保育室	0～45,000円	0～45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	-	-	-
保育ママ	0～25,000円	0～25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	-	-	-
企業主導型保育施設 1	0円	13,000円	25,000円	0円	25,000円	25,000円	0円	10,000円	20,000円
事業所内・院内保育施設	0円	13,000円	25,000円	67,000円	67,000円	67,000円	57,000円	57,000円	57,000円
ベビーホテル・その他保育施設	0～40,000円	14,000～54,000円	27,000～67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	57,000円	57,000円	57,000円



改正後 ( )内は影響額

(単位：児/月)

通所施設	0歳～2歳児クラス						3歳～5歳児クラス		
	課税世帯			非課税世帯			課税・非課税世帯		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
認証保育所(保育認定あり)	0～40,000円	67,000円 (+13,000～53,000)	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	57,000円	57,000円	57,000円
認証保育所(保育認定なし)	0～25,000円	52,000円 (+13,000～38,000)	52,000円	25,000円	25,000円	25,000円	0～20,000円	20,000円 (+0～10,000)	20,000円
保育室	0～45,000円	45,000円 (+0～45,000)	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	-	-	-
保育ママ	0～25,000円	25,000円 (+0～25,000)	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	-	-	-
企業主導型保育施設 1	0円	25,000円 (+12,000)	25,000円	0円	25,000円	25,000円	0円	20,000円 (+10,000)	20,000円
事業所内・院内保育施設	0円	25,000円 (+12,000)	25,000円	67,000円	67,000円	67,000円	57,000円	57,000円	57,000円
ベビーホテル・その他保育施設	0～40,000円	27,000～67,000円 (+13,000)	27,000～67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	57,000円	57,000円	57,000円

1 企業主導型保育施設は、原則として国の定める標準的な利用料が利用者負担額として設定されている。

2 各施設種別ごとに要件あり

## 【改正により対象想定人数】

認証保育所315人 保育室1人 保育ママ10人 企業主導型88人 事業所院内1人 ベビーホテル・その他15人

## (3) その他施設の保育料補助の拡充内容

## 別紙3

私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）の多子計算に係る保育料補助

(単位：児/月)

階層	区市町村税所得割額	第1子	第2子	第3子以降	多子計算の兄・姉の年齢制限
A	生活保護法による被保護者世帯				年齢制限なし
BH	区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯（ひとり親世帯等）	38,900円			
B	区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯		38,900円		
CH	区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯（ひとり親世帯等）	35,900円		38,900円	
C	区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯	29,500円	33,800円		
D	区市町村民税の所得割額が77,101～211,200円の世帯			38,300円	(現状) 小学校3年生まで
E	区市町村民税の所得割額が211,201～256,300円の世帯	29,500円	29,500円	37,700円	(改正後) 18歳まで
F	区市町村民税の所得割額が256,301円以上の世帯			32,700円	

例)					
兄(小学校5年生)	カウント対象外	→	兄(小学校5年生)	第1子	
姉(小学校2年生)	第1子		姉(小学校2年生)	第2子	
私立幼稚園に通う園児	第2子と数えるため、補助上限額は月額29,500円		私立幼稚園に通う園児	第3子と数えるため、補助上限額は月額37,700円(+8,200円)	

改正による対象想定人数

D階層 第1子または第2子から第3子に変更(補助上限額 8,800円増額) 140人

E階層 第1子または第2子から第3子に変更(補助上限額 8,200円増額) 64人

F階層 第1子または第2子から第3子に変更(補助上限額 3,200円増額) 512人

A～F全体数を7,727人(令和4年度在籍園児の総数)とした場合。

私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）の預かり保育の保育料補助

(単位：児/月)

区分	満3歳(現状)		→	満3歳(改正後)	
	第1子	第2子以降		第1子	第2子以降
非課税世帯	16,300円	16,300円		16,300円	16,300円
課税世帯	0円	0円		0円	16,300円

※改正による対象想定人数

施設等利用給付認定2号または3号認定を持つ、課税世帯の園児のうち、第2子以降の園児：3人

定期利用保育事業の保育料補助

(単位：児/月)

区分	利用区分(利用時間)	1歳・2歳(現状)		→	1歳・2歳(改正後)	
		第1子	第2子以降		第1子	第2子以降
非課税世帯	短時間利用(4時間以内)	22,000円	22,000円		22,000円	22,000円
	基本利用(4時間超8時間以内)	42,000円	42,000円		42,000円	42,000円
	長時間利用(8時間超11時間以内)	42,000円	42,000円		42,000円	42,000円
課税世帯	短時間利用(4時間以内)	0円	0円		0円	22,000円
	基本利用(4時間超8時間以内)	0円	0円		0円	42,000円
	長時間利用(8時間超11時間以内)	0円	0円		0円	42,000円

※改正による対象想定人数

1・2歳の課税世帯の児童のうち、第2子以降の児童：16人